

賛助会員規程

第1条 この規定は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という。）の定款第6条第1項第2号の規定の基づき、本会の賛助会員となった者の会費について定める。

第2条 賛助会員は、次により年会費を負担するものとする。

1口の額を10万円とし、各賛助会員は、1口以上を負担するものとする。

第3条 前条の会費は、毎年6月末までに全衛連へ納付するものとする。

第4条 全衛連は、次に示す方法等により、賛助会員と緊密な連携を図るとともに、便宜を供与することとする。

- (1) 全衛連速報等における広報機会の提供
- (2) 賛助会員機関が取り扱う製品、イベント等の紹介、斡旋
- (3) 全衛連主催の各種事業への参加機会の提供
- (4) 地方協議会への参加等正会員機関との情報交換等の機会の提供
- (5) 全衛連発行の「労働衛生管理」、その他全衛連各種資料の無料配布

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程の施行に関し、必要なことは別に定める。
- 2 この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

賛助会員入会基準

この法人の賛助会員入会基準を次のとおり定める。

- 1 公益社団法人全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という。）の目的に賛同し、特別の援助を申し出た者。
- 2 正会員入会基準に該当する団体、法人又は個人及び正会員と競合する業務を行う事業者を除く。

本基準は、平成 23 年 4 月 27 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。